

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和元年8月20日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時12分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀 巖、梶谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長
大野慎治議員、水野忠三議員、宮川隆議員
5 欠席議員 なし
6 説明員 市民部長 中村定秋、税務課長 古田佳代子、行政課長 佐野剛、
議会事務局統括主査 寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

市民部長：年金特別徴収の誤徴収について、資料に基づき説明

堀委員：年金事業者は具体的にどういった事業者か。

税務課長：一番多いのは社会保険庁だが、資料が手元に無い。

堀委員：厚生年金や国民年金は社会保険庁だが、それ以外の事業者は。

税務課長：国家公務員の共済組合や教職員の組合、対象者の事業者がわからないので確認しておく。

大野議員：対象者のお詫びの文書はいつ出したか。

市民部長：8月15日付である。

堀委員：これまでも同様のミスはあった。また再発防止策も説明されているが、現実問題として、職員の体制から言うと、複数ですべての業務をすることは難しいと思う。市全体でどう考えるか。庁議や部内会議など、どんな議論があったか。

市民部長：今回は庁議には諮っていない。人が減ってきて1人当たりの業務は増えているが、単純なミスであればチェックシート等を活用すれば、今回の件で言えば難しくないと思う。全体的な業務については、ミスの無い体制づくりは全体で考えていかなければいけない。

梅村議長：この説明資料は全議員へ配付したいと考える。

須藤委員長：そのようにお願いします。

市民部長：報道各社への情報提供は本日の午後である。

9 協議事項

(1) 9月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

質疑なし。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：全員協議会の予定は9月20日で良いか。

梅村議長：現在のところ執行機関からの報告依頼はないが、今後あるかもしれない。よって、9月20日に予定いただくと幸いである。

須藤委員長：9月20日午前10時から全員協議会、午後1時30分から議会基本条例推進協議会を予定したい。

大野議員：公共施設再配置検討協議会を委員会予備日にて予定いただきたい。

③一般会計・特別会計決算審議での質疑区分について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおりと決した。

④代表監査委員への質疑通告について

議会事務局統括主査：例年、議会運営委員会の中で通告の期限を確認してから議員のみなさんへ通知文を出す。慣例から、初日8月26日（月）午後5時が通告の期限となっている。それで良ければ本委員会が終わり次第、通知したい。通告書は議会事務局に書式があるので、事務局にてお渡しする。慣例から本会議における質問の順番は提出順。

質疑なし。

⑤決算証書類審査について

議会事務局統括主査：例年、初日は午前10時から午後5時まで。2日目は午前9時から午後5時まで。最終日は午前9時から午後4時まで。資料請求は最終日の正午までとなっている。

宮川議員：コピー程度のものも同じく正午か。

議会事務局統括主査：平成29年の議会運営委員会にてコピーに関して議論したことがある。当時、委員から「コピーとは具体的に何が該当するか。」という尋ねがあったが、他の委員から「個人情報部分の扱いもあるから、資料請求に統一すべきで、コピーはやめにしよう。」という意見があり、委員会はその意見に賛成した。

須藤委員長：コピーではなく、資料要求に統一する。

⑥一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

12名の議員から一般質問の通告があり、順番はくじにより次のとおりと決した。

9月2日（月）

宮川 隆議員、谷平敬子議員、鬼頭博和議員、大野慎治議員

9月3日（火）

水野忠三議員、須藤智子議員、榊谷規子議員、木村冬樹議員

9月4日（水）

堀 巖議員、黒川武議員、井上真砂美議員、片岡健一郎議員

⑦請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：陳情第19号は陳情書であるが、中身が「請願事項」「請願趣旨」であるので、陳情者に再提出を求める。他に請願は提出されていないか。

議会事務局統括主査：本日時点では議会事務局への提出はない。

（2）政務活動費に係る利息の取扱いについて

議会事務局統括主査：議会基本条例推進協議会の中で協議されたが、再度議会運営委員会で協議するという事だった。

須藤委員長：会派で取りまとめをしなければいけない。

梅村議長：みなさんが戻すのか、含めてやってしまうのか、どちらがいいのかをまず決めたい。それによって条例なら条例だし、案を作っていくので、協議会では深くやらなかったのだ。

須藤委員長：会派で取りまとめてもらおうということだった。

梅村議長：このメンバーで決めていけば良いが、会派で意見が固まっていれば今日できると思う。

片岡委員：創政会は、利息については返却する。

堀委員：真政クラブは、黒川議員と違うのだ。

榊谷委員：その後の協議はどうだったか、2人の。

堀委員：条例で決めるまでもない、条例で決めないと返却する根拠がないから、そこまでして返す必要はあるのか。

鬼頭委員：公明党は、これまで返却という流れだったが、数円のことなので、

それも含めて使っても良いのではないかという意見になった。

榊谷委員：共産党は、数円なのでどっちでも良いという意見もあったが、今までの申合せ事項で、なぜ申合せ事項を作ったのかという背景はどうだったのか、市民感情で、政務調査費とは、誠実に使う、申合せ事項を作った背景があるのではないかという話をして、返却の方向です。

水野議員：返す必要はないと思っている。理屈の世界だが、マイナス金利を考えた時に、不足が出たらもらえるのかという話を考えると、金額も過少であることと、有効に使うという道義的なことは前提として、返却する必要は必ずしもないと考えている。

宮川議員：政務活動費の頃に作った申合せだったと思う。国の法と、市の申合せ事項と、どちらが優先されるかといったら、法が優先される。そうすると、返すとなると、条例を改めて立ち上げなければいけない。金額的にどうこうという話ではないが、もし返すということであれば、条例を書かなければいけないと思う。どちらでもいいです。

大野議員：私もどちらでもいいと思うが、行政課長に聞いていいか。政務活動費で微々たる利息を返却するべきかどうかは微妙だと思うが、財政で言うとうと。

宮川議員：公金で発生した利息。

行政課長：繰り越しますね。

堀委員：市から団体に補助金を出す、途中で利息が発生したからと言って返還を求めているか。

行政課長：求めていない。

堀委員：それは法的性質である。交付金、補助金の。それをベースとして考えないとだめだと言っている。

大野議員：そういう考え方があるなら、それでいいと思う。すべての団体に同じことを求めるというのは、もう一回考えたほうが良い。

堀委員：公金という性格を、政務活動費は、わかっていないのではないか。

梅村議長：地方公共団体の管理からは外れるから返還請求はできないというのがあって、使っていないのではないか。議員の、当時はいろいろあったから、姿勢として恐らく返してきたと思う。

大野議員：金利が高い時と、今と、考え方が違うと思う。

須藤委員長：申合せで決めたというのは、いろいろな事件があって、政務調査費に関しての、取り決めたと思う。

宮川議員：その精神を議会として生かすということなら、問題提起をされた今回、条例化しなければいけない、根拠が何もないという話になる。

片岡委員：条例がないと返す根拠がないということだが、今まで条例がなくて返してきた。この状態が良くないということ。

須藤委員長：また差し戻すか。

大野議員：もう一度、会派へ持ち帰って、もう一回考える。

須藤委員長：分かれてしまっている。

梅村議長：もう一回。条例は他市町であるので。

堀委員：大きいところは月に50万円とか。

片岡委員：額ではないと思う。返すか返さないか。

大野議員：当時は1円単位でネットに公開していない。ここに来なければ見られないという状態と、今は全て公開する状態と、そんな市議会は少ない。

須藤委員長：昔は領収書も付けなかったというのものもある。

宮川議員：政務活動費が法制化されるまでは、議長の下で支出していた。政務調査費が法制化されたことによって、今の状況を作り出した。議運で話し合って作り出した。それは尊重して、もし尊重するなら、いまの違法状態を是正する手立てを考える。

水野議員：脱線してしまうが、政務活動費の利息について、政務活動費を財テクや投資に使って大きな収益を上げる場合はだめだと思うが、定期預金にするのはどうか、いろいろな段階があるので、普通預金で少し利息が付くという話と、定期預金でまあまあ利息が付くという話と、外国の通貨にして持つのはいいのかとか、そういう話があるので、その利息については、考え出すと難しい問題があると思う。

大野議員：例えが良くない。

水野議員：問題にならなければ良い。逆説的だが。

須藤委員長：他市町の案を、条例の、出してもらって。

梅村議長：利子が付かないところに入れるとか、それをやっている自治体もある。

須藤委員長：当座だと引き出しは窓口でやらなければいけない。

片岡委員：教えてください。申合せ事項は、どういう、議会として、立ち位置のものなのか、守らなくて良いと聞こえるが、利息については返納すると言っているが、やっている人といない人がいる。どういう認識で、申合せがあるのか。

須藤委員長：議会基本条例ができてから、条例がなかったから申合せでいろいろやってきた。

片岡委員：先輩議員の考えが聞きたい。

堀委員：申合せは尊重すべきだと思うが、中には間違っていることもあるの

で、精査しながら運用していく必要がある。できれば議会の会議規則や、条例化すべき事項もあるかもしれない。それは前回見直した。

梅村議長：円滑に運用するために約束事として、認識だから守らなければいけない。もし違うなら、申合せを変えて、やれるとスムーズ。

堀委員：今回の政務活動費の返還については、事務局から返還してくださいと会派に言われたが、突っぱねてきたのは、異議を表し続けてきた結果、やっと議運にのった。前年も前々年も真政クラブとしては返還していない。

須藤委員長：もう一度、会派に持ち帰って、会派の意見を取りまとめてください。

須藤委員長：多数決で決める内容でもないと思うが。

宮川議員：そういう内容ではない。

梅村議長：いろいろ考えて姿勢を示すことが大事だし、公開をどんどんしているから、使っても変な事にはならない。

(3) 選挙に係る立会人の指名について

議会事務局統括主査：先回の議会基本条例推進協議会で話が出た件で、資料「正副議長の選出方法について」、正副議長の選挙に係る所信表明演説、令和元年5月臨時会における正副議長の選出の際の立会人について、候補者と重なったという結果があったので、申合せに一文を追加したほうが良いのではないかということで、1から9まであるが、その下に一文追加した資料を出した。

須藤委員長：申合せ事項として10を追加するということですね。

梅村議長：そのルールもどういうものなのか、8と9の間とか、しきたりはあるか。時系列に上からきているが。

須藤委員長：順番。どこに入れるか。

梶谷委員：もっとはっきり、候補者になった者は立会人にならないというのがあるといい。

梅村議長：推進協議会では、そういう意見だったが、文案を作る時に、もし全員が立候補したらどうするかを考えて、もともとは、誰にでも票を入れて良いことになっているので、重なっても良いという部分もありながら、所信表明、立候補した人はないほうが良いというのが望ましい。総合的に考えたら、このような言葉になった。

大野議員：文案が出てこないと。

各委員：いちばん下にある。

大野議員：選挙が終わってからだから10しかない。

須藤委員長：いちばん最後でいいですか。

須藤委員長：では10番に追加する。

(4) その他

議会事務局統括主査：お願いがある。6月定例会の際の一般質問のことで、何点かお願いがある。1つ目、一般質問時の資料配布について、会議規則にあるように、事前に議長の許可が必要になる。2つ目、その資料の印刷やホチキス止めは、各議員に行っていただく。ホチキス止めまで終わったものを議場内や来庁者に配る。3つ目、パソコンを使ってモニターに映像を映す場合、操作席の操作量が増えたので、一般質問の朝に言われると段取りが難しいので、事前にヒアリングをして、どの部分でモニターを使うのか教えてほしい。通告要旨提出の際にモニターを使うかどうかを書いてほしい。4つ目、モニターに映し出すもの、特に著作権の問題で、使用する文書や動画の作成元に確認を取って、録画配信されることを考慮して、個人情報や企業名が宣伝のように出てしまうとか、そういった点を注意していただきたい。

堀委員：非常に重要な事なので、口頭ではなく文書で議員全員に配布すべきである。モニターを使う際の注意事項は今まで話し合ってきたが、徹底するためにも明文化していただきたい。

宮川議員：余談だが、一宮議会で起きたことだが、一般質問の中で、歌詞を紹介した。それを問い合わせたら著作権で二百何十円請求された。それは政務活動費で出す。

須藤委員長：著作権侵害で請求されたか。

宮川議員：協会にこの歌詞を使うと確認したら、この行数ならいくらですと請求された。

大野議員：この間の犬山市議会は音楽を流した。犬山の歌を。

須藤委員長：犬山の歌は著作権が発生しない。

宮川議員：音楽のCDを購入して流した場合は、著作権は発生しない。

水野議員：不特定多数の方に流すとなると、いけない。

大野議員：ネットで流れるからだめだ。

大野議員：協議事項で、正副議長の選出で、全員協議会に切り替えるが、本会議場で開く全員協議会、議長選出の所信表明、放映ができるようにしていただきたい。

宮川議員：放映する前提で本会議場でやっている。

大野議員：実際はアップされていない。決めていなかったから。全員協議会

は放映することは決めていないので、議会広報委員会で決めることでもないので、今後は協議事項として、来年度は放映できるように、本会議で開く全員協議会は放映するとしていただきたい。

須藤委員長：全員協議会で議長の選挙をやるから、それを放映できるように。

大野議員：5月の臨時会だけユーチューブがアップされていない。

須藤委員長：最初はどうか。

宮川議員：放映していない。あえて本会議場でやる理由としては、配信機能があるのはそこしかないから、そこでやるというのは聞いていたが、実際はアップしていなかった。

大野議員：取り決めをしていなかったもので、議運で決めていただいて、来年度以降は放映するという事。

須藤委員長：申合せ事項に書かなければいけないか。

大野議員：協議事項にあげてください。

大野議員：次回の5月の臨時会までに決めていただきたい。

須藤委員長：みなさん考えておいてください。会派で協議してください。

10 その他

梅村議長：要望書が提出されて受理した。前回の請願で上がった事項で、議会の附属機関を作ってほしいという内容の請願があったが、それに対して、また議会で取り上げてほしいという内容だが、今回は請願・陳情ではなく、単なる要望なので、みなさんに配付して、それぞれ考えていただければと思う。ここにいる方だけでも。

須藤委員長：要望書、これを取り上げる、どこで取り上げるか。

梅村議長：取り上げられない、議会では。

宮川議員：状況が変わって再議を行わなければいけないと議運で決めればそれで良い。

須藤委員長：審議したのか。

宮川議員：その後に状況が変わって、もう一回審議しなければいけないと、このメンバーが確認された場合は開くという話ではないか。

須藤委員長：この件について、今、回答出しますか。会派へ持ち帰って、何かあったら言ってください。